

令和7年度 箕面市社会福祉協議会 赤い羽根共同募金 箕面市地域支え合いプロジェクト助成金 交付申請の手引き

社会福祉法人 箕面市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、赤い羽根共同募金を活用し、市地域福祉活動計画の推進に寄与する活動を支援するために公募型助成を行います。

以下の内容を確認のうえ、申請ください。

【対象団体】

以下のいずれも満たしている団体とします。

- (1) 箕面市内で活動し、営利を目的としていないこと
※自治会、ボランティア団体、NPO法人など、地域福祉活動を行う民間の団体 等
- (2) 共同募金の趣旨について理解し、自ら積極的に参画、推進していること
- (3) 政治活動や宗教活動を目的としていないこと
- (4) 暴力団等反社会勢力ではないこと、および暴力団等反社会勢力と密接な関係にないこと

【助成対象事業】

箕面市内で令和7年度に実施される事業で、住民参加による地域課題の予防や解決をはじめとする市地域福祉活動計画の推進に寄与する活動とし、次のいずれかに該当する事業とします。

- (1) 「みんながつながり支えあう地域づくり」に関する活動
(例：集いの場づくり、生活支援（ゴミ出しや買い物等）、防災マップ作成等)
- (2) 「福祉課題の発見の仕組みと相談体制の整備」に関する活動
(例：相談窓口パンフレットの作成 等)
- (3) 「地域福祉を推進する活動への支援」に関する活動
(例：福祉課題（障害や認知症）に関する研修会開催 等)
- (4) その他

上記事業に該当しないが、助成を行うことが適当であると認められる事業

※ただし、他の補助金等の対象となっている活動は、対象から除きます。

【助成対象経費】

事業に必要なと認められる次の経費で、助成対象期間中に支出が完了するものが対象です。

経費の種類等	対象例及び上限額
謝金	<ul style="list-style-type: none">・研修会、講演会などの講師謝金 ※一人（1団体）あたり上限3万円まで ※申請書に講師名を記入してください。講師が複数名になる場合、また複数回にわたり講師を招く場合は、謝金の内訳を申請書に記入してください。・事業実施に必要な手話通訳、要約筆記、一時保育などの謝礼

経費の種類等	対象例及び上限額
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、講演会などの講師の交通費や宿泊費 ※一人（1団体）あたり上限3万円まで ・団体スタッフや対象者である高齢者や障害者などの移動に必要な交通費や駐車場代、車両燃料費等
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の啓発に必要なチラシ・ポスターの印刷代 ・会議、講演会などに必要な資料等の印刷代 ※いずれも、インターネット販売を行う印刷業者の価格を目安とする。 《参考価格(R6.12)》某社: A4 両面カラー、コート紙、厚さ標準の場合 100部 1,820円 500部 2,860円 1,000部 3,410円 5,000部 10,550円 10,000部 19,970円 (税込)
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施又は講演会等の開催に必要な会場使用料、光熱水費など
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な備品の購入費 ※合算で上限5万円まで ※1万円以上の備品については、見積書の提出が必要
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な材料費 ※子ども食堂の実施に必要な食材費や、見守り訪問での配布物等、対象者に還元される費用は、一人1回あたり300円まで ※ボランティアの交流会や親睦会の経費は対象外 ・事務用品などの消耗品の購入費 ※できるだけ購入予定の品目を記入してください。
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業やイベントの案内等に必要な切手、はがき代など ・事業に必要な電話代、インターネット代
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動保険代 など

<経費にかかる補足事項>

(1) 参加費の金額設定について

安定的・継続的な事業運営を目指すため、参加者個人に還元されるもの（研修会や講演会の受講、飲食、配布物等）は、それにかかる支出額（謝金、講師旅費、消耗品費の合算）の1/2以上は参加者から徴収できるよう、参加費の金額設定をしてください。

(2) ゴミ出しや買い物等の生活支援事業を実施する場合について

生活支援事業にかかる経費のうち、利用者からの利用料は「収入の部」の「参加費」へ、ボランティアに支払われる有償ボランティア活動費は「支出の部」の「その他」に計上してください。また、有償ボランティア活動費は、1時間あたり1,000円以内としてください。

【助成金の上限等】

1事業あたり助成金の限度額 20万円

※千円未満の端数は切り捨てます。

※令和7年度予算の範囲内での助成となりますので、申請団体からの申請総額が予算額を超えた場合、審査にて各団体への助成金額を減額調整する場合があります。

【助成対象期間】

令和7年4月1日から令和8年3月31日

【申請に必要なもの】

- (1) 箕面市地域支え合いプロジェクト助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 団体の概要（様式第2号）
- (3) 事業計画書及び収支予算書（様式第3号）
- (4) 申請団体の会則
- (5) 役員名簿又は会員名簿
- (6) その他活動内容がわかるもの

【受付期間】

令和7年1月15日（水）から2月28日（金）まで

【助成の審査、決定、通知について】

提出いただいた書類により、社協ボランティアセンター運営委員会委員及び箕面地区共同募金会理事からなる審査会にて、経費の妥当性及び下表の基準による審査を行い、その結果をもとに助成金の交付（不交付）、助成金額の決定を行います。決定内容は、箕面市地域支え合いプロジェクト助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により3月末を目途に申請団体に通知します。

●審査基準

	項目	内容
1	公益性	《広く住民に開かれた活動か》 ・会員限定の活動になっていないか。 ・情報紙発行の場合、特定の団体に偏った内容になっていないか。
2	日常的な つながり形成	《孤立・孤独を防ぐ、日常的なつながりづくりの活動か》 ・住民同士のつながりづくりを意識した活動か。 ・日常的に継続した活動か（月1回、週1回など）。
3	福祉的視点	《福祉的課題の解決を目指す活動か》 認知症、障害、ひきこもり、ヤングケアラーなど福祉的課題に向けた取り組みか。

【助成金の請求手続きについて】

助成金の交付の決定を受けた団体は、箕面市地域支え合いプロジェクト助成金交付請求書（様式第5号）を提出してください。

【助成金の交付】

社協は箕面市地域支え合いプロジェクト助成金交付請求書の受領後30日以内に当該団体に対し助成金を交付します。

【事業実施報告書の提出等について】

助成事業完了後、箕面市地域支え合いプロジェクト助成金事業実施報告書（様式第8号）に必要な書類（領収書、事業内容がわかる資料）を添えて、事業完了後30日以内に提出してください。なお、収支決算額の差額については社協まで返金ください。

【事業の変更】

事業内容の大幅な変更及び中止がある場合は、すみやかに社協まで連絡してください。必要に応じて箕面市地域支え合いプロジェクト助成金事業変更申請書（様式第6号）を提出していただきます。

また、事業目的の変更、事業内容等の大幅な変更又は事業の中止があった場合は、交付の決定を取り消すことがあります。

【助成決定の取り消し及び助成金の返還】

次に掲げる事項に該当する場合は、助成決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金について返還を求めるものとします。

- (1) 事業目的を変更した場合
- (2) 事業内容等の大幅な変更をした場合
- (3) 事業を中止した場合
- (4) 申請内容の虚偽や不正な手段によって助成を受けた場合
- (5) 事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合
- (6) 助成金を指定された用途以外に使用した場合
- (7) 事業内容の変更について、社協の承認を受けずに事業を実施した場合
- (8) 社協会長が不相当と認めた場合

【事業運営に際してのお願い】

- (1) 赤い羽根共同募金を活用していることを明記してください。

例) チラシや機関誌、開催要項などの印刷物には、「当事業は赤い羽根共同募金を活用しています」と記載。備品には、「赤い羽根共同募金」シールを貼る。

- (2) 令和7年度の赤い羽根共同募金運動街頭募金へのご協力をお願いします。

問合せ・提出先

箕面市社会福祉協議会 地域福祉推進課

〒562-0036 箕面市船場西 1-11-35 電話 072-749-1575 Fax 072-727-3590

メール tiiki@minoh-syakyo.or.jp